

<p>の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。</p> <p>4～16 略</p> <p>17 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。</p>	<p>の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。</p> <p>4～16 略</p> <p>17 本条の規定による退職手当は、雇用保険法又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。</p>
---	--

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第三十五号

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例(昭和四十一年佐賀県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の三第一項中「佐賀空港管理事務所」を「佐賀空港事務所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の佐賀県職員特殊勤務手当支給条例第三十一条の三の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

参考資料

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

<p>改正後</p> <p>(夜間空港管理手当)</p>	<p>改正前</p> <p>(夜間空港管理手当)</p>
------------------------------	------------------------------

<p>第三十一条の三 夜間空港管理手当は、佐賀空港事務所に勤務する職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる空港管理業務に従事した場合に支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>第三十一条の三 夜間空港管理手当は、佐賀空港管理事務所に勤務する職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる空港管理業務に従事した場合に支給する。</p> <p>2 略</p>
---	---

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第三十六号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例(平成十二年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九十五号の二中「九十五の二」を「九十五の二の七」に改め、同表第九十五号の次に次の六号を加える。

<p>九十五の二 介護保険法第七十条第一項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請に対する審査</p>	<p>指定居宅サービス事業者の指定を申請する者</p>	<p>指定居宅サービス事業者指定申請手数料</p>	<p>一万五千元</p>	<p>指定申請のとき</p>
<p>九十五の二の二 介護保険法第七十条の二第一項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査</p>	<p>指定居宅サービス事業者の指定の更新を申請する者</p>	<p>指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料</p>	<p>九千円(当該申請を行う者が同時に介護保険法第一百五十二条第一項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請を行う場合でこれらの申請に対する審査の事務の大部分が共通しているときは零)</p>	<p>更新申請のとき</p>

九十五の二の三 介護 保険法第七十九条第 一項の規定に基づく 指定居宅介護支援事 業者の指定の申請に 対する審査	指定居宅介護支援事業 者の指定を申請する者	指定居宅介護 支援事業者指 定申請手数料	一万五千元	指定申請のとき
九十五の二の四 介護 保険法第七十九条の 二第一項の規定に基 づく指定居宅介護支 援事業者の指定の更 新の申請に対する審 査	指定居宅介護支援事業 者の指定の更新を申請 する者	指定居宅介護 支援事業者指 定更新申請手 数料	九千元	更新申請のとき
九十五の二の五 介護 保険法第八十六条第 一項の規定に基づく 指定介護老人福祉施 設の指定の申請に対 する審査	指定介護老人福祉施設 の指定を申請する者	指定介護老人 福祉施設指定 申請手数料	三万二千元	指定申請のとき
九十五の二の六 介護 保険法第八十六条の 二第一項の規定に基 づく指定介護老人福 祉施設の指定の更新 の申請に対する審査	指定介護老人福祉施設 の指定の更新を申請す る者	指定介護老人 福祉施設指定 更新申請手 数料	二万二千元	更新申請のとき

別表第一第九十五号の三の次に次の五号を加える。

九十五の三の二 介護 保険法第九十四条の 二第一項の規定に基 づく介護老人保健施 設の開設の許可の更 新の申請に対する審 査	介護老人保健施設の開 設の許可の更新を申請 する者	介護老人保健 施設開設許可 更新申請手 数料	二万二千元	更新申請のとき
九十五の三の三 介護 保険法第七十七条第 一項の規定に基づく指 定介護療養型医療施 設の指定の申請に対 する審査	指定介護療養型医療施 設の指定を申請する者	指定介護療養 型医療施設指 定申請手 数料	三万二千元	指定申請のとき
九十五の三の四 介護 保険法第七十七条の二 第一項の規定に基づ く指定介護療養型医 療施設の指定の更新	指定介護療養型医療施 設の指定の更新を申請 する者	指定介護療養 型医療施設指 定更新申請手 数料	二万二千元	更新申請のとき

九十五の三の五 介護 保険法第十五条の二 第一項の規定に基 づく指定介護予防サ ービス事業者の指 定の申請に対する審 査	指定介護予防サービ ス事業者の指定を申請 する者	指定介護予防 サービス事業 者指定申請手 数料	一万五千元(当 該申請を行う者 が同時に介護 保険法第七十 条第一項の規定 に基づく指定居 宅サービス事業者 の指定の申請を 行う場合でこれ らの申請に対す る審査の事務の 大部分が共通し ているときは 零)	指定申請のとき
九十五の三の六 介護 保険法第十五条の 十において準用する 同法第七十条の二 の規定に基づく指定 介護予防サービス事 業者の指定の更新 の申請に対する審査	指定介護予防サービ ス事業者の指定の更新 を申請する者	指定介護予防 サービス事業 者指定更新申 請手数料	九千元(当該申 請を行う者が同 時に介護保険法 第七十条第一項 の規定に基づく 指定居宅サービ ス事業者の指定 の申請又は同法 第七十条の二第 一項の規定に基 づく指定居宅サ ービス事業者の 指定の更新の申 請を行う場合で これらの申請に 対する審査の事 務の大部分が共 通しているとき は零)	更新申請のとき

別表第一第二百二十六号の次に次の一号を加える。

百二十六の二 佐賀大 学医学部佐賀県推薦 入学試験第一次選考 の実施	佐賀大学医学部佐賀県 推薦入学試験第一次選 考を受けようとする者	佐賀大学医学 部佐賀県推薦 入学試験第一次選 考手数料	一万五千元	受験申込のとき
---	--	--------------------------------------	-------	---------

別表第一第三百八十五号中「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ」に改める。

<p>条の六十 九第三項 第五号イ の規定に 基づく宅 地の造成 が優良な 宅地の供 給に寄与 するもの であるこ とについて の認定 の申請に 対する審 査</p>	<p>条の六十 九第三項 第五号イ の規定に 基づく宅 地の造成 が優良な 宅地の供 給に寄与 するもの であるこ とについて の認定 の申請に 対する審 査</p>
---	---

市町合併に伴う佐賀県条例の整理に関する条例をここに公布する。
平成十九年七月六日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第三十七号

市町合併に伴う佐賀県条例の整理に関する条例

(佐賀県保健福祉事務所設置条例の一部改正)

第一条 佐賀県保健福祉事務所設置条例(平成十七年佐賀県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表の佐賀中部保健福祉事務所の項の所管区域の欄及び第二条第二項の表の佐賀中部保健所の項の所管区域の欄中「神崎市 佐賀郡」を「神崎市」に改める。

(佐賀県農業試験研究センター設置条例の一部改正)

第二条 佐賀県農業試験研究センター設置条例(昭和二十五年佐賀県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「佐賀郡川副町」を「佐賀市」に改める。

(佐賀県地域農業改良普及センター条例の一部改正)

第三条 佐賀県地域農業改良普及センター条例(昭和三十三年佐賀県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表の佐城農業改良普及センターの項の位置の欄中「佐賀郡川副町」を「佐賀市」に改め、同項の管轄区域の欄中「小城市 佐賀郡」を「小城市」に改める。

(佐賀県農業大学校条例の一部改正)

第四条 佐賀県農業大学校条例(昭和五十八年佐賀県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「佐賀郡川副町」を「佐賀市」に改める。

(佐賀県農業技術防除センター設置条例の一部改正)

第五条 佐賀県農業技術防除センター設置条例(平成十一年佐賀県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の位置の欄中「佐賀郡川副町」を「佐賀市」に改める。

(家畜保健衛生所設置条例の一部改正)

第六条 家畜保健衛生所設置条例(昭和二十五年佐賀県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表の中部家畜保健衛生所の項の所管区域の欄中「佐賀郡」を削る。

(佐賀県佐賀空港条例の一部改正)

第七条 佐賀県佐賀空港条例(平成十年佐賀県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「佐賀郡川副町」を「佐賀市」に改める。

(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第八条 佐賀県事務処理の特例に関する条例(平成十二年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第一号の三中「佐賀市 唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神崎市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町

みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太良町」を「各市町」に改め、同表第十二号中「唐津市」を「佐賀市 唐津市」に、「鹿島市 川副町 東与賀町」を「鹿島市」に改め、同表第十六号中「川副町 東与賀町 久保田町 吉野ヶ里町」を「吉野ヶ里町」に改め、同表第十七号中「各市 川副町」を「各市」に改め、同表第十八号及び第十九号中「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ」に改め、同表第二十号中「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ、第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改め、同表第二十一号中「各市 川副町」を「各市」に改め、同表第二十五号中「川副町 吉野ヶ里町」を「吉野ヶ里町」に改める。

(県税事務所設置条例の一部改正)

第九条 県税事務所設置条例(昭和二十六年佐賀県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の佐賀県税事務所の項の所管区域の欄中「、佐賀郡」を削る。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第十条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年佐賀県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「(別表第二に掲げる地域をいう。以下同じ。)」を削る。

別表第二を次のように改める。

別表第二 削除

附 則

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第八条中佐賀県事務処理の特例に関する条例第二条の表第十八号から第二十号までの改正規定は、公布の日から施行する。

参考資料

第一条(佐賀県保健福祉事務所設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後		改 正 前													
<p>(保健福祉事務所の設置等)</p> <p>第一条 略</p> <p>2 保健福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。</p>															
略	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> <tr> <td>佐賀中部保健福祉事務所</td> <td>佐賀市</td> <td>佐賀市 多久市 小城市 神埼市 神埼郡</td> </tr> </table>	名称	位置	所管区域	佐賀中部保健福祉事務所	佐賀市	佐賀市 多久市 小城市 神埼市 神埼郡	略	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> <tr> <td>佐賀中部保健福祉事務所</td> <td>佐賀市</td> <td>佐賀市 多久市 小城市 神埼市 佐賀郡 神埼郡</td> </tr> </table>	名称	位置	所管区域	佐賀中部保健福祉事務所	佐賀市	佐賀市 多久市 小城市 神埼市 佐賀郡 神埼郡
名称	位置	所管区域													
佐賀中部保健福祉事務所	佐賀市	佐賀市 多久市 小城市 神埼市 神埼郡													
名称	位置	所管区域													
佐賀中部保健福祉事務所	佐賀市	佐賀市 多久市 小城市 神埼市 佐賀郡 神埼郡													

第二条(佐賀県農業試験研究センター設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
<p>(目的)</p> <p>第一条 本県における農民生活の向上に資するため、農業生産力の増大を図る目的をも</p>			
略		略	

つて、佐賀県農業試験研究センター(以下「センター」という。)を佐賀市に置く。

つて、佐賀県農業試験研究センター(以下「センター」という。)を佐賀郡川副町に置く。

第三条(佐賀県地域農業改良普及センター条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

改正前

第一条 農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)第十二条第一項の規定により設置する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次の表に定めるとおりとする。

第一条 農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)第十二条第一項の規定により設置する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次の表に定めるとおりとする。

名称	位置	管轄区域
佐賀県農業改良普及センター	佐賀市	佐賀市(富士町及び旧三瀬村の区域を除く。)
略	略	多久市 小城市

名称	位置	管轄区域
佐賀県農業改良普及センター	佐賀郡川副町	佐賀市(富士町及び旧三瀬村の区域を除く。)
略	略	多久市 小城市 佐賀郡

第四条(佐賀県農業大学校条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

改正前

第二条 大学校は、佐賀市に置く。

第二条 大学校は、佐賀郡川副町に置く。

第五条(佐賀県農業技術防除センター設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

改正前

第二条 佐賀県農業技術防除センターの位置(位置及び管轄区域)

第二条 佐賀県農業技術防除センターの位置(位置及び管轄区域)

及び管轄区域は、次のとおりとする。

及び管轄区域は、次のとおりとする。

位置	管轄区域
佐賀市	佐賀県全域

位置	管轄区域
佐賀郡川副町	佐賀県全域

第六条(家畜保健衛生所設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

改正前

別表

別表

名称	位置	所管区域
中部家畜保健衛生所	佐賀市	佐賀市、神埼市、神埼郡、鳥栖市、三養基郡、多久市、小城市
略	略	略

名称	位置	所管区域
中部家畜保健衛生所	佐賀市	佐賀市、佐賀郡、神埼市、神埼郡、鳥栖市、三養基郡、多久市、小城市
略	略	略

第七条(佐賀県佐賀空港条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

改正前

第二条(設置) 佐賀空港(以下「空港」という。)を佐賀市に設置する。

第二条(設置) 佐賀空港(以下「空港」という。)を佐賀郡川副町に設置する。

第八条(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

改正前

(市町等が処理する事務の範囲等)

(市町等が処理する事務の範囲等)

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。

